

### 第3号様式

#### 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名：大和技建株式会社

業者の住所：北海道札幌市東区北26条東14-1-1 西村ビル3F

2 指名停止措置期間：令和7年12月3日から令和8年1月13日まで（6週間）

3 指名停止措置の範囲：北海道

4 事実概要

同社は、管工事業の建設業許可を有しないにもかかわらず、建設業者発注の工事を受注した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年10月1日、建設業許可行政庁である北海道知事から監督処分（7日間の営業停止処分）を受けたものである。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表2の11

#### <指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第2  1~10 略  (建設業法違反行為) 11 部局の所在する都道府県内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から当該プロックを対象として1か月以上9か月以内